#### 法人課税 3

く出資を行う企業要件>

①国内事業会社

又は

- |1| イノベーション強化に向けた取組み
- (1) オープンイノベーションに係る措置の創設(大綱 P. 60)

国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満、未上場のベンチャ 一企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講じる措置が設けられます。その際、制度 の趣旨に沿って利用されるよう経済産業大臣による確認の仕組みや、一定期間内に出資した株式を処分 等した場合は、取り戻し等を行う仕組みが設けられます。



- +
- 事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事 業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。(事前認定は行わない)
- (注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。
- (注2) 5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。

(出典:経済産業省「令和2年度(2020年度)経済産業関係 税制改正について」)

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの(注1)(以下「対象法人」といいます。)が、令和2年 4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式(注2)を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事 業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額と して経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できる こととされます。

この特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事 由に応じた金額を取り崩して、益金算入されます。ただし、その特定株式の取得から5年を経過した場合 は、この限りでありません。

- (注1)特定事業活動を行うものとは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事 業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいいます。
- (注2)特定株式とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う 内国法人(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限ります。)又はこれに類する外国法 人(以下「特別新事業開拓事業者」といいます。)の株式のうち、次の要件を満たすことにつき経済産業大臣 の証明があるものをいいます。
  - ①対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事 業有限責任組合の組合財産等となるものであること。
  - ②資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。
  - ③その払込金額が1億円以上(中小企業者にあっては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあっては 5億円以上とする。)であること。ただし、対象となる払込みに上限を設ける。

- ④対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であって、その特別 新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと 又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。
- (注3)次に掲げる場合は、特別勘定の取崩し事由に該当します。
  - ①特定株式につき経済産業大臣の証明が取り消された場合
  - ②特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合
  - ③特定株式につき配当を受けた場合
  - ④特定株式の帳簿価額を減額した場合
  - ⑤特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった場合
  - ⑥特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合
  - ⑦対象法人が解散した場合
  - ⑧特別勘定の金額を任意に取り崩した場合

# 適用期日等:令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得した場合について適用

## (2) 中小企業におけるオープンイノベーションに係る措置の創設(大綱 P. 68)

中小企業者で対象法人に該当するものが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得した場合には、その取得価額の25%の所得控除ができることとされます。

ただし、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その特定株式の取得から5年を経過している場合を除き、その事由に応じた金額を益金算入することとされます。

(注)上記の「対象法人」及び「特定株式」は、上記(1)及び(1)(注2)と同様とされます。なお、特定株式の払込みに係る要件は、その払込金額が1,000万円以上であることとされます。

## 適用期日等:令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式を取得した場合について適用

### (3)大企業の研究開発税制その他生産性向上に関連する税額控除の適用要件の見直し(大綱 P.61)

大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、次の見直しが行われます。

- ①その大企業の国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとの要件について、当期償却費総額の30%を超えることとされます。
- ②本措置の対象に、特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(仮称)の税額控除が加えられます。

### (4)給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度の要件の見直し(大綱 P.62)

国内設備投資額が当期償却費総額の90%以上であることとの要件について、当期償却費総額の95%以上であることとされます。

### (5) 交際費等の損金不算入制度の延長等(大綱 P. 62、P. 69)

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人からその資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上その適用期限が2年延長されます。また、中小法人に係る損金算入の特例についても、適用期限が2年延長されます。

適用期日等:令和4年3月31日まで延長

# 2 その他の租税特別措置等

### (1)特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長等(大綱 P.76)

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、一定の見直しを行った上、その適用期限が3年(過疎地域に係る措置及び危険密集市街地に係る措置については、令和3年3月31日まで)延長されます。

適用期日等:令和4年3月31日まで延長

# (2)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等(大綱 P. 77)

次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象法人から連結法人が除外されます。
- ②対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件が500人以下(現行:1,000人以下)に引き下げられます。

適用期日等:令和4年3月31日まで延長